

森林サービス産業の創出・推進に活用可能な補助事業一覧 (令和5年度予算等)

林野庁

※本資料は、令和5年度政府予算（一部令和4年度補正予算を含む）に盛り込まれた補助事業の内容を踏まえ、関係省に確認の上、林野庁が作成したものです。

森林空間を活用した体験プログラムの開発や体験施設等の整備など、森林サービス産業の創出・推進に活用可能な補助事業を掲載しています。

※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。



林野庁HP

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	令和5年度予算額	主な要件	補助率・上限額等	補助対象		留意事項等	公募情報等	問合せ先	関連ウェブサイト
								ソフト (推進体制整備、体験プログラム開発等)	ハード (体験施設等整備)				
1	農林水産省	農山漁村振興交付金のうち、農山漁村発イノベーション対策	農林水産物や農林水産業に関する多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援 ①地域活性化型 ②農山漁村発イノベーション創出支援型 ③産業支援型 ④定住促進・交流対策型 ⑤農泊推進型 ⑥農福連携型	都道府県、市町村、民間事業者、地域協議会、農林漁業者の組織する団体、NPO法人等	9,070百万円の内数	①については、活動計画策定事業にあつては、事業実施主体である地域協議会に市町村が参画していること等。 ②については、農山漁村発イノベーション推進支援事業にあつては、事業実施主体が多様な事業者で連携するネットワーク（3者以上、農林漁業者を必ず含む）を構築していること等。 ③については、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画等が認定されていること等。 ④については、活性化法に基づく活性化計画が作成されていること等。 ⑤については、事業実施主体に農泊の取組の中心的な役割を担う法人又は法人化見込みの団体を含むこと等。 ⑥については、農作業や農産加工等に携わる障害者等が、事業着手から3年目までに5人以上増加すること等。	定額、3/10、1/2等	①については、地域活性化に向けた活動計画策定等を支援。（活動計画策定やその実証活動において、森林での体験プログラムや地域資源を活用した新商品の開発も支援対象） ②については、地域資源を活用した商品開発等を支援。（森林での体験プログラムや地域資源を活用した新商品の開発も支援対象） ⑤については、農泊の推進体制の整備、観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等の取組を支援。（林業体験を含む森林での体験プログラムや地域資源を活用した食事メニューの開発も支援対象） ⑥については、障害者等の農林水産業に係る加工技術、販売手法の習得等を支援。	③及び④については、農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。（林業体験林等の体験施設や森林浴歩道等の整備も支援対象） ⑤については、農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。 ⑥については、農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる農林水産物の加工施設、販売施設等の整備を支援。	事業の詳細については、「農山漁村振興交付金フル活用のススメ」を御参照ください。 https://www.maff.go.jp/i/nousin/kouryu/shinko/kouhukin.html#01	農林水産省HPに掲載	農林水産省農林振興局都市農村交流課 TEL：03-6744-2493	https://www.maff.go.jp/i/nousin/inobe/index.html
2	農林水産省	農山漁村振興交付金のうち、山村活性化支援交付金	山村振興法に基づき指定された振興山村における、山村の地域資源を活用した山村地域ならではの特産品・サービスの開発・改良・販売のための取組を支援	・振興山村を有する市町村 ・振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会※ ※市町村役割：経理事務の監督	780百万円	○山村振興計画（H27以降に制定・改正されたもの）が作成されていること。 ○振興山村の地域資源を活用し、振興山村の所得・雇用を増大する取組であること（雇用、販売額等の増大に関する目標を設定）。	定額 ※1地区当たり上限年間1,000万円×3年間まで	・地域資源の賦存・利用状況等の調査 ・地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 ・地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進		支援対象地域は、山村振興法（昭和40年法律第36号）に基づき振興山村に指定された地域（振興山村は昭和25年2月1日時点の市町村単位で指定） 具体的な区域： https://www.maff.go.jp/i/nousin/tiiki/sanson/about/attach/pdf/index-3.pdf	農林水産省HPに掲載	農林水産省農林振興局地域振興課 TEL：03-6744-2498 各農政局農村計画課	https://www.maff.go.jp/i/nousin/tiiki/sanson/index.html
3	農林水産省（林野庁）	農山漁村地域整備交付金のうち、共生環境整備事業	森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的とした、施設整備や森林空間整備を支援 ① 森林空間総合整備事業 ② 絆の森整備事業	①については、都道府県、市町村 ②については、都道府県、市町村等	77,390百万円	①については、おおむね50ヘクタール以上のまとまりがある森林 ②については、1施工地の面積が0.1ヘクタール以上かつ5ヘクタール以上のまとまりがある森林	①及び②（共生環境整備を除く）の交付金額は、実行経費に交付率を乗じて求める。 ②（共生環境整備に限る）の交付金額は、標準経費に交付率を乗じて求める。		①については、公益的機能別施業森林区域内に存する森林であつて、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、市町村森林整備計画に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。 ②については、身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。	森林分野での活用事例 https://www.rinya.maff.go.jp/i/sanson/kassei/sesaku.html	各都道府県を通じて申請	林野庁整備課 TEL：03-3591-5893	https://www.maff.go.jp/i/study/other/emura/oomori-n-koufukin.html

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	令和5年度予算額	主な要件	補助率・上限額等	補助対象		留意事項等	公募情報等	問合せ先	関連ウェブサイト
								ソフト (推進体制整備、体験プログラム開発等)	ハード (体験施設等整備)				
4	内閣官房・内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	【地方創生推進タイプ】 ※主にソフト事業を支援 デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組を支援。	地方公共団体	1,000億円の内数	地域再生法に基づき、地方公共団体が策定した地方版総合戦略に位置付けられ、地域再生計画に記載された先導的な取組や施設整備等を安定的かつ継続的に支援。	1/2 ○先駆型 国費上限：都道府県3.0億円、中枢中核都市2.5億円、市区町村2.0億円 ○横展開型 国費上限：都道府県1.0億円、中枢中核都市0.85億円、市区町村0.7億円 ○Society5.0型 国費上限：3.0億円	デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組を支援。 例：観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化等			内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」に掲載	内閣府地方創生推進事務局 TEL：03-6257-1416	https://www.ehisou.go.jp/sousei/about/kuuhukin/index.html
			【地方創生拠点整備タイプ】 ※主にハード事業を支援 デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。	地方公共団体									
5	観光庁	サステナブルな観光に資する好循環の仕組みづくりモデル事業等	観光利用と地域資源の保全を両立するため、コンテンツ料金に地域還元や資源保全費用を組み込む等により、地域の自然・文化・歴史・産業等の保全につなげる好循環の仕組みづくりを支援。 ①モデル事業（調査事業） ②受入環境整備（補助事業）	持続可能な観光の取組を実施する地方公共団体・DMO・民間事業者等	820百万円（R4補正予算）	サステナブルツーリズム推進計画を作成すること。	①定額（上限2,000万円） ②1/2（施設改修・整備：上限5,000万円）（設備導入・物品購入：上限500万円）	・旅行者の知的好奇心を踏まえ、自然・文化・歴史・産業等の本質を味わいながら、地域への貢献を実感でき、観光利用と地域資源の保全を両立する体験等のコンテンツ造成 ・コンテンツ料金に地域還元や資源保全費用を組み込む等の好循環の仕組みづくり ・地域の価値継承に寄与するような、旅行者と地域の関係構築・販路形成・受入体制強化	観光利用と地域資源の保全の両立、本質的な体験・滞在の提供に資する施設や空間整備、ツアー実施のための施設改修・整備、設備・物品購入等	①モデル事業（調査事業）は補助事業・交付金ではなく、国費による調査事業（定額）であることに留意。 ①②事業者の選定は、観光庁及び有識者により構成される選定委員会において選定。	観光庁HPに掲載	観光庁観光資源課 TEL：03-5253-8924	https://www.mlit.go.jp/kankucho/page05_000256.html https://www.mlit.go.jp/kankucho/page05_000279.html

上記のほか、建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度一覧を林野庁HP (<https://www.rinva.maff.go.jp/i/rivou/kidukai/mokuzozigyvu.html>) に掲載しています。



<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業 ※1

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援します。
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

2. 農山漁村発イノベーション整備事業 ※1

- ① 農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

※1 旧 地域活性化対策、旧 農山漁村発イノベーション対策、旧 農泊推進対策、旧 農福連携対策を再編
 ※2 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

(関連事業)

農山漁村発イノベーション委託調査事業

農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

①地域活性化型



②農山漁村発イノベーション創出支援型



③農泊推進型



④農福連携型



2. 農山漁村発イノベーション整備事業

①定住促進・交流対策型 産業支援型



②農泊推進型

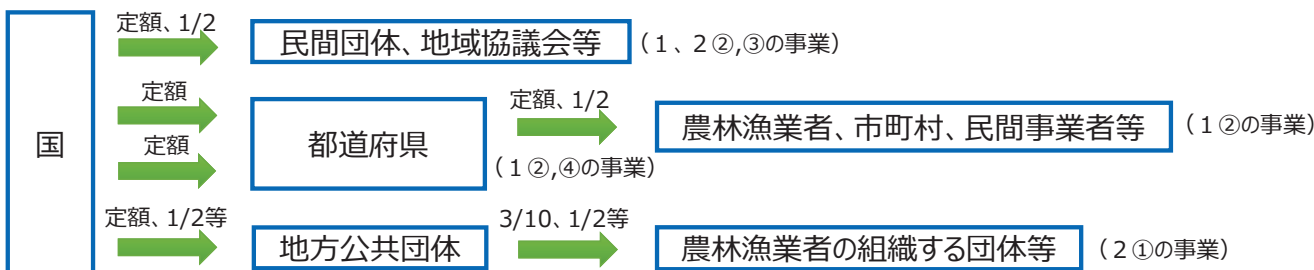


③農福連携型



<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち
農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口創出、二拠点居住、移住、定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

＜事業目標＞

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域 [令和6年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ**等を通じた**地域の活動計画策定**を支援します。
- ② **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等**を支援します。
 【事業期間：3年間、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】
 ※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。



地域の活動計画の策定
 （ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
 （高齢者の移動確保）

2. 農山漁村関わり創出事業

- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、**農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築**する取組等を支援します。
- ② 農山漁村の**地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等**を支援します。
 【事業期間：上限2年間等、交付率：定額】



農作業体験



農山漁村の多様な活動への参加



3. 農山漁村情報発信事業

- 農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開**や、歴史的・文化的背景、景観等を含む**農業・農村の有する多様な価値**について**主に若年層等を対象とした理解醸成等**のための**情報発信の取組**を支援します。
 【事業期間：1年間、交付率：定額】

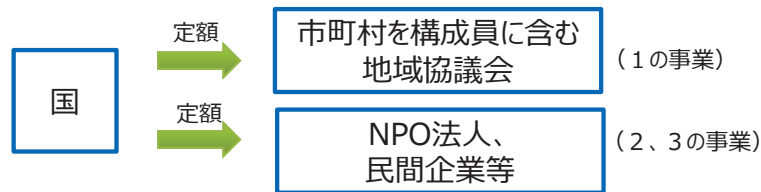


WebサイトやSNSによる
 優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

＜事業の流れ＞



〔お問い合わせ先〕

(1の事業、2①の事業)	農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
(2②の事業)	農村計画課	(03-6744-2203)
(3の事業のうち優良事例の横展開)	都市農村交流課	(03-3502-5946)
(3の事業のうち理解醸成等)	鳥獣対策・農村環境課	(03-6744-0250)

農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- （支援対象の取組）
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
 - ② 新商品開発・販路開拓の取組
 - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
 - ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

農山漁村発イノベーション推進支援事業



農産物を利用した新商品開発

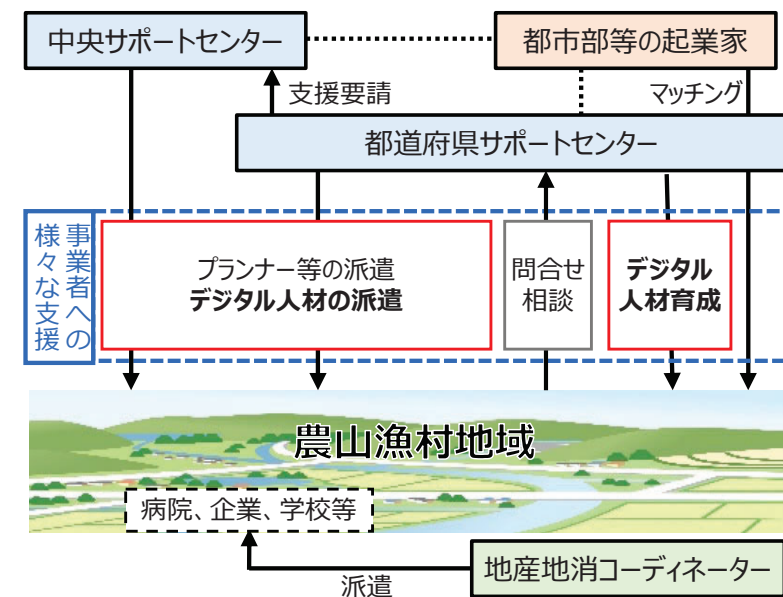


多様な地域資源を新分野で活用

2. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

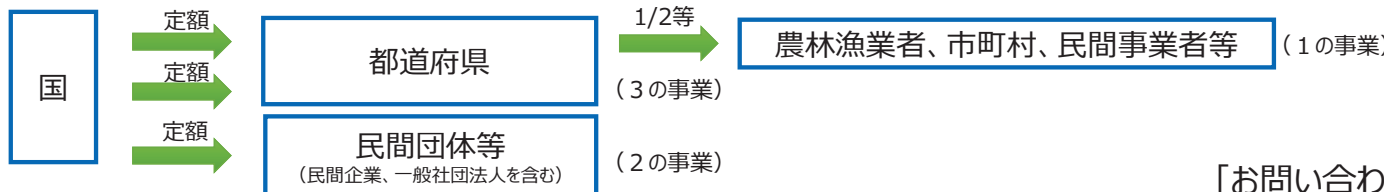
- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組に加え、高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

農山漁村発イノベーション中央・都道府県サポート事業



※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

【事業期間：原則3年間（最大5年間）、交付率：1/2等】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。
【事業期間：原則1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の**施設整備と同時に設置**する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置**する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体※2
中小企業者※3

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
※3 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)
- (2の事業) 都市農村交流課 (03-6744-2497)

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の整備**、食や景観を活用した**観光コンテンツの磨き上げ**、ワーケーション対応等の**利便性向上**、国内外への**プロモーション**等を支援するとともに、古民家等を活用した**滞在施設**、**体験施設の整備**等を一体的に支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業

ア 農泊の**推進体制整備**や観光関係者とも連携した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

イ 実施体制が整備された農泊地域を対象に、**インバウンド受入環境の整備**や**ワーケーション受入対応**、**地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**利用者のニーズ等の調査を行う取組**等を支援します。

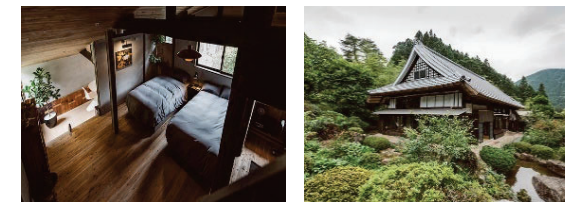
【事業期間：1年間、交付率：定額】



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



課題に応じた専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等を活用した滞在施設**、**一棟貸し施設**、**体験・交流施設**等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】

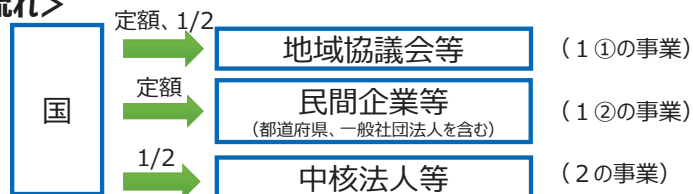
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修**を支援します。

（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費が活用可能）

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030）

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、**障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設**、**障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の**農林水産業に関する技術習得**、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の運用**、**移動式トイレの導入**等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、**農福連携の定着に向けた専門人材の育成**等を支援します。

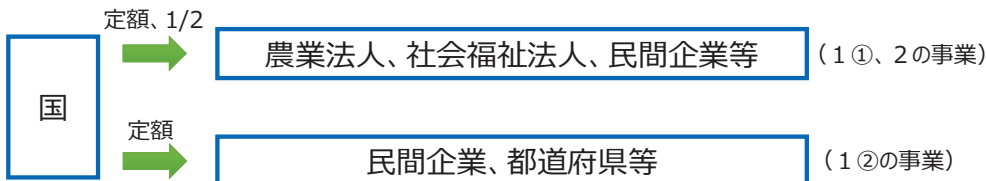
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の運用

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

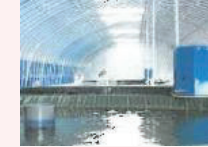
2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和5年度予算額 780（784）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間】

【交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓に向けた取組**を支援します。

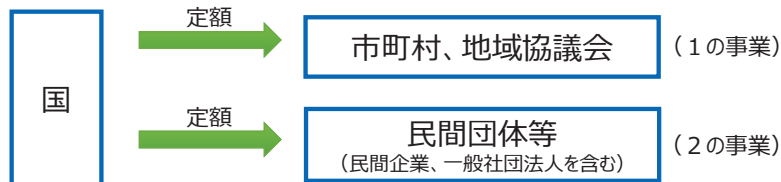
② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップ**の実施を支援します。

【事業期間：1年間】

【交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用したビジネス創出の支援

外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習

ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS

② 山村振興セミナー支援

2. ①商談会開催支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営及びWEB上でのマッチング
販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)

1. 山村活性化対策事業 支援内容・助成対象

支援内容

地域資源を活用した、当該山村地域ならではの特産品・サービス※の開発・改良・販売のための下記の取組を支援

※ 他地域の資源・商品により簡単に代替され得ない高付加価値商品等

サービス(体験・観光プログラムや地域食堂でのメニュー開発など)も対象です

資源量調査・資源確保策対応：地域資源の賦存状況・利活用状況調査、栽培講習会等

人材育成：地域ワークショップ開催、技術取得・技術普及向け研修会実施等

商品開発・既存商品改良等：地域資源を活用した新商品開発（既存商品改良）、市場調査（試験販売）、名物メニュー・観光プログラム開発、モニターツアー実施等

販路開拓・拡大：キャッチコピー作成、ブランディング戦略検討、広報活動、展示商談会出展、HP（ECサイト）立ち上げ等

助成対象

役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等

（補助率：1地区当たり上限 年間1,000万円×3年間まで（定額＝100%））

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量（20.7億m³ [令和5年度まで]）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64% [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新と秩序ある土地利用の推進

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

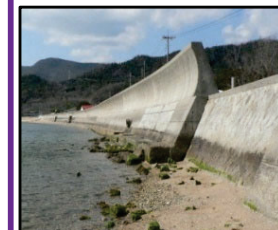


林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



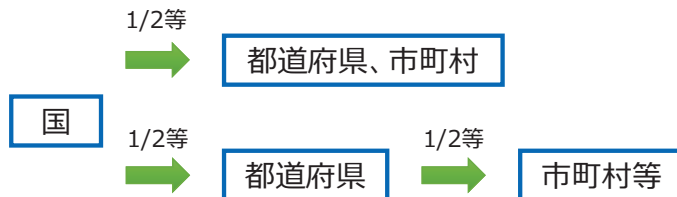
津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

<事業の流れ>




【お問い合わせ先】

（農業農村分野）	農村振興局地域整備課	（03-6744-2200）
（森林分野）	林野庁計画課	（03-3501-3842）
（水産分野）	水産庁防災漁村課	（03-6744-2392）

農山漁村地域整備交付金は、予防治山、路網整備のほか、森林空間利用にも活用できます。

農山漁村地域整備交付金実施要領（最終改正：令和5年4月1日）

詳しくはこちら
https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html


第2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件

1 基幹事業

(2) 森林基盤整備事業

① 森林整備事業

別紙6に定めるところにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備及び山村の生活環境の改善にも資する路網整備等を行う事業をいう。

別紙6（森林整備事業に係る運用）

第2 事業内容

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

(1) 森林空間総合整備事業

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第2項第5号に定める公益的機能別施業森林区域（以下同じ。）内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画（以下この別紙において同じ。）に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。

第4 事業区分及び事業内容等

本事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。

(1) 事業内容

ア 全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

イ 共生環境整備

(ア) 森林環境教育促進整備

森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(イ) 森林健康促進整備

医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

ウ 付帯施設整備

(ア) 森林環境教育促進整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに環境教育促進施設整備として行う客土・整地等自然観察ゾーンの造成等とする。

(イ) 森林健康促進整備

（（ア）の標識類の整備～退避地の整備まで同じため省略）並びに健康増進広場及び間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等とする。

エ 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。

オ 用地等取得

有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。

カ 森林管理道整備

（略）

地方創生拠点整備タイプ／地方創生推進タイプの概要

(先駆型・横展開型・Society5.0型)

- デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。
 - 地方創生拠点整備タイプ ⇒ 主にハード事業を支援。
 - 地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型） ⇒ 主にソフト事業を支援。

<支援対象> 目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する事業。
<対象事業例> 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化 等

地方創生拠点整備タイプの概要

事業類型	対象	上限額補助率
当初予算分	原則3年間の事業	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円
補正予算分	単年度の事業	補助率：1/2 ※補正予算分も同一

<制度拡充（R4補正～）>

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の概要

事業類型	対象	上限額補助率
先駆型	先駆性の高い 最長5年間の事業	国費： 都道府県3.0億円 中枢中核都市2.5億円 市区町村2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を 図る最長3年間の事業	国費： 都道府県1.0億円 中枢中核都市0.85億円 市区町村0.7億円 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、 未来技術を活用した新たな 社会システムづくりの全国的な モデルとなる最長5年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

- 世界的に「持続可能な観光」への関心が高まる中、**知的好奇心・サステナビリティへの関心の高い旅行者層**を惹きつける、**日本ならではの持続可能性の仕組みや価値への貢献**を体験できる取組が必要。
- 観光利用と地域資源の保全を両立するため、コンテンツ料金に地域還元や資源保全費用を組み込む等により、**地域の自然・文化・歴史・産業等の保全につなげる好循環の仕組みづくり**を支援。
- **経済・社会・環境の好循環を加速化**させる日本ならではの持続可能性の仕組みや価値を確立し、**国際的に発信**。

事業概要

対象者

持続可能な観光の取組を実施する
地方公共団体・DMO・民間事業者等

支援メニュー

○ **サステナブルな観光に資する好循環の仕組みづくりモデル事業** (調査事業)

観光コンテンツ造成と連動し地域の社会・経済に寄与する仕組み、
旅行者と地域の関係構築を強化するモデル実証 (上限：2,000万円/件)

- ・旅行者の知的好奇心を踏まえ、自然・文化・歴史・産業等の本質を味わいながら、地域への貢献を実感でき、観光利用と地域資源の保全を両立する体験等のコンテンツ造成
- ・コンテンツ料金に地域還元や資源保全費用を組み込む等の好循環の仕組みづくりが必須
(例：体験料金の1%を地域の伝統文化の保全活動へ還元する仕組み等)
- ・地域の価値継承に寄与するような、旅行者と地域の関係構築・販路形成・受入体制強化

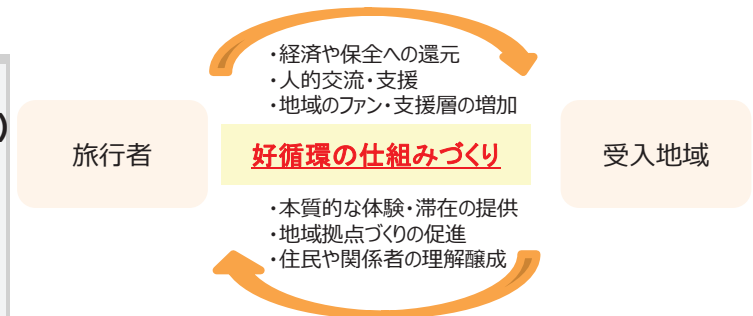
○ **サステナブルな観光に資する好循環の仕組みづくりと連動した受入環境整備** (補助事業:補助率1/2)

下記の施設改修・整備 (上限：5,000万円/件)

設備導入・物品購入 (上限：500万円/件) を支援

- ・観光利用と地域資源の保全の両立、本質的な体験・滞在の提供に資する施設や空間整備、ツアー実施のための施設改修・整備、設備・物品購入等

地域の経済・社会・環境の
持続可能性の向上のサイクルを加速化



取組事例：「散居村」を後世に残す観光の取組

伝統的家屋を活用し、散居村、地域の精神文化やコミュニティの保全と未来継承につなげるコンテンツや仕組みづくり。



- ・風土を生かした伝統的家屋をリノベーション活用
- ・高付加価値旅行者層のインバウンドをターゲットとしたブランディング
- ・散居村を構成する屋敷林や水田を現代に合わせて活用しながら保全する体験コンテンツ、将来への新たなトラスト活動に展開